

議案第 9 1 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 12 月 20 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第4条第2項中「記録されている」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>以下省略</p>